

# 令和4年6月1日から 学校施設の利用方法が変わります

令和4年6月1日以降の申請分より、下記の内容について変更となりますので、お知らせいたします。変更点の詳細については、別紙『よくある質問』をご覧ください。

## 利用時間枠での貸出を実施します

1時間単位での貸出から、下記の時間枠での貸出へ変更となります。

時間区分	午前	午後1	午後2	午後3	夜間1	夜間2
時間帯	9:00 ~ 12:00	12:00 ~ 15:00	15:00 ~ 18:00	16:00 ~ 18:00	18:00 ~ 21:00	19:00 ~ 21:00

学校運営に支障がない範囲での貸出になります。

## 少年団体の使用料を有料化します

少年団体（登録番号 10000～19999）が、屋内運動場（体育館）、校庭、柔剣道場（格技室）を使用する場合は「有料」となります。

登録証

登録番号	
団体名	
活動内容	
代表者	住所 墨田区 丁目 番 号
	氏名 電話

上記の団体は「墨田区社会教育関係団体登録資格」に定める団体として、墨田区教育委員会に登録されていることを証する。（有効期間 5年）

平成 年 月 日 墨田区教育委員会

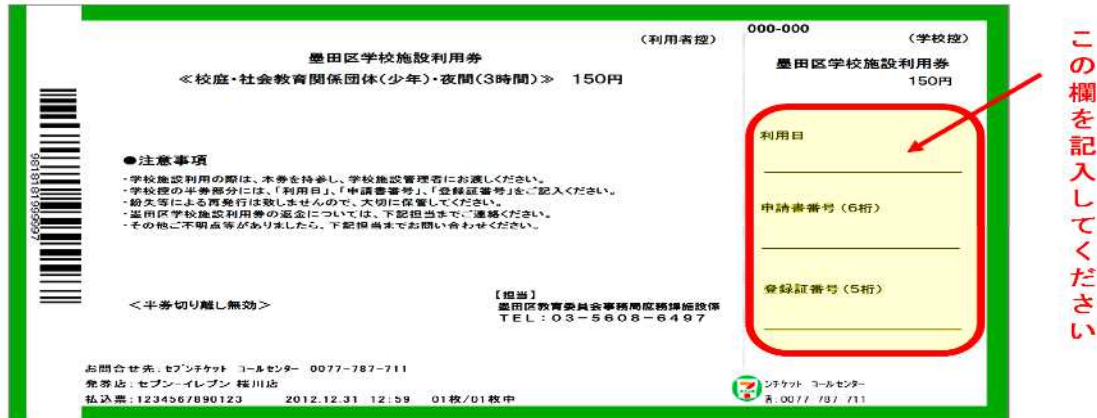
この番号が「10000～19999」の利用団体が対象になります。

## 学校施設使用料の改定を行います

空調設備の設置に伴い、屋内運動場（体育館）及び柔剣道場（格技室）の使用料について、改定を行います。

# 使用料の支払い方法を変更します

納付書での支払いに代わり、セブンイレブンのマルチコピー機で発券される「**利用券**」を**購入**する方法に変更となります。この利用券は、都内のセブンイレブンであれば、24時間いつでも購入することができます。購入した利用券は、利用当日に施設管理人へ提出してください。



詳細については、別紙「学校施設使用料の支払方法」をご覧ください。

## ⚠ 注意事項 ⚠

令和4年5月末までに提出された使用申請分については、現行の貸出時間、使用料及び支払方法となりますので、お間違えのないようお願いいたします

